

東村山市ごみ・資源収集カレンダー広告掲載に関する要領

(目的)

第 1 この要領は、東村山市の自主財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、東村山市ごみ・資源収集カレンダー（以下「収集カレンダー」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の判断基準)

第 2 収集カレンダーに掲載を認める広告は、市民生活に関連したものであって、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広告媒体の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令に違反するおそれのある内容を含むもの
- (3) 政治活動、宗教活動等の思想・信条又は個人の意見を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他市の掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告内容の制限)

第 3 掲載広告の内容は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 虚偽又は誇大な表現（誇大広告）を用いないこと。
- (2) 広告の対象である広告主の製品・サービス等を市が推奨しているとの誤解を与える表現は用いないこと。
- (3) 広告主の名称及び所在地を明記したものであること。
- (4) 業種、業態等に応じてそれぞれの法令等により、広告の掲載に関し規定がされている場合は、当該法令に従ったものであること。

(広告主の制限)

第 4 次の各号に該当するものの広告は掲載しない。

- (1) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないと市長が認めるもの
- (2) 市税納税義務者であって、市税を滞納しているもの
- (3) 市の指名停止を受けているもの
- (4) その他広告主として適当でないと市長が認めるもの

(広告媒体)

第 5 収集カレンダーのうち、広告媒体として広告を掲載することができるものは市が製作した正規版のみとし、簡易版等はこれに含まない。

(広告掲載の位置)

第6 広告掲載の位置は、収集カレンダーの収集日程ページ余白部分とする。

(広告の枠数)

第7 広告の枠数は、最大12枠とする。

2 各広告を掲載するページは、市長が指定するものとする。

(広告の規格)

第8 1枠の大きさは、縦30ミリメートル、横100ミリメートルとする。

2 印刷等の仕様は、収集カレンダーのそれに準ずる。

(印刷部数)

第9 収集カレンダーの印刷部数は、市内世帯数を基に年度ごとに決定する。

(広告の掲載料)

第10 広告枠1枠あたりの掲載料は、第9の規定により決定された印刷部数を基に決定する。

(広告の募集手段)

第11 市長は、市報又は市ホームページ等により、広告主を募集するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申込みが募集する数に満たない場合又は市長が特に必要と認める場合には、第2の規定を踏まえ、事業者等に、直接、広告掲載の依頼を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第12 広告掲載を希望するもの(以下「申込者」という。)は、東村山市ごみ・資源収集カレンダー広告掲載申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告の内容がわかる資料を添えて、市長に申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第13 市長は、第12の規定により申込みがあったときは、内容を審査し広告掲載の可否について決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、東村山市ごみ・資源収集カレンダー広告掲載承諾(不承諾)決定通知書(第2号様式。以下「通知書」という。)により申込者に通知するものとする。

3 所管部長は、申込者、広告内容等について審査するにあたり、特に必要があると認めるときは、広告選定委員会に意見を求めることができる。

(広告の選定基準)

第14 第13の規定により広告主を決定する場合において、申込みが募集数を越えるときは、次に定める順序に従って決定する。

(1) 国、地方公共団体、公団、公社、公益法人その他これに類する団体に係る広告

(2) 民間企業のうち、市内に事業所を有するものに係る広告

(3) 前2号に掲げる以外の広告

2 前項の規定によっても全ての広告主を決定することができない場合は、申込者1名につき1枠の掲載を原則とした調整を行い、抽選によって残りの広告主を決定するものとする。

(広告原稿の提出)

第15 広告主は、所管課が指定する日までに掲載しようとする広告の原稿又は原稿に準ずる電子データ等（以下「原稿等」という。）を提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第16 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載の取り消し)

第17 市長は、次の各号に該当し、広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告主が第15に規定する原稿等を提出しないとき

(2) 指定する期日までに広告主が第16に規定する広告掲載料を納付しなかったとき

(3) この要領の規定に違反していることが判明したとき

(4) その他広告掲載が適当でないと市長が認めるとき

(広告掲載料の還付)

第18 納付された掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載できないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(広告主の責務)

第19 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 原稿等の作成に要する経費は、広告主が負うものとする。

3 広告掲載の決定を受けたことにより生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させることはできないものとする。

4 広告主は、掲載された広告に関し、市及び第三者へ影響を及ぼすことがないように努めることとし、実際に損害等を与えた場合は、広告主の責任において解決しなければならない。また、損害を賠償するものとする。

(委任)

第20 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(適用)

第21 この要領は、平成27年度以降に作成する収集カレンダーへの広告掲載について適用する。